

登山・ハイキングの保険、ご家族プラン

地震・噴火・津波危険補償特約セット傷害総合保険

【補償内容と保険料】

◆就業中対象外プラン（就業中の危険補償対象外特約）

有職者の方で仕事中の労災事故を補償しないプランです。仕事以外での私生活の事故によるケガを補償します。無職者・学生の方ではご加入できません。なお、有職者でも自営業や仕事と私生活の区別のない勤務形態など、このプランではお引受け出来ない場合があります。

*被保険者本人の職業・職種で加入プランを判断し、配偶者の職業・職種は問いません。

◆職種級別 A, B プラン

仕事中の事故や私生活の事故を補償するプランです。職種級別により保険料が違います。

別途職種級別表をご確認下さい。

傷害医療なし		就業中対象外プラン	職種級別 A プラン	職種級別 B プラン	
保険金額	救援者費用 (保険期間を通じて)	500万円限度	500万円限度	500万円限度	
	本人	死亡	200万円	200万円	200万円
		後遺障害 (障害の程度に応じて)	8万円～200万円	8万円～200万円	8万円～200万円
	配偶者	死亡	50万円	50万円	50万円
		後遺障害 (障害の程度に応じて)	2万円～50万円	2万円～50万円	2万円～50万円
	親族	死亡	50万円	50万円	50万円
後遺障害 (障害の程度に応じて)		2万円～50万円	2万円～50万円	2万円～50万円	
保険料	保険期間1年	5,950円	6,810円	7,710円	
	保険期間3年	14,870円	17,010円	19,270円	
	保険期間5年	23,760円	27,200円	30,800円	
傷害医療あり		就業中対象外プラン	職種級別 A プラン	職種級別 B プラン	
保険金額	救援者費用 (保険期間を通じて)	500万円限度	500万円限度	500万円限度	
	本人	死亡	200万円	200万円	200万円
		後遺傷害 (障害の程度に応じて)	8万円～200万円	8万円～200万円	8万円～200万円
		傷害医療費用(事故の日 から365日以内の費用)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)
	配偶者	死亡	50万円	50万円	50万円
		後遺障害 (障害の程度に応じて)	2万円～50万円	2万円～50万円	2万円～50万円
		傷害医療費用(事故の日 から365日以内の費用)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)
	親族	死亡	50万円	50万円	50万円
		後遺障害 (障害の程度に応じて)	2万円～50万円	2万円～50万円	2万円～50万円
傷害医療費用(事故の日 から365日以内の費用)		100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)	
保険料	保険期間1年	17,770円	20,000円	21,840円	
	保険期間3年	44,500円	50,120円	54,740円	
	保険期間5年	71,000円	79,950円	87,310円	

◆各プランに個人賠償責任補償特約をセットする場合は以下の保険料を追加して下さい。

個人賠償責任保険金額 1億円限度(1事故につき)	保険期間1年	920円
	保険期間3年	2,300円
	保険期間5年	3,680円

*上記の保険料表は各保険期間ともご家族一契約分あたりの保険金額および保険料です。

*保険料払込方法は各保険期間とも一時払となります。

【当プランの特長】

◆救援者費用等補償特約のセットにより、ハイキングやトレッキング、登山用具（ピッケルやザイルなど）を必要としない一般登山、軽アイゼンのみを装着する3千メートル峰を含めた夏山一般登山中のケガ、滑落、道迷いなど、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関に確認された場合に、有料捜索隊や救助用ヘリコプターなど捜索救助にかかった費用の実費を保険金額を限度にお支払いします。

【特にご注意いただきたいこと】

◆病気および次の症状などは補償されません。症状とは脳卒中、脳溢血、心筋梗塞、高山病、熱射病、熱中症、疲労、靴擦れ、むち打ち症や腰痛その他の症状などでそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなどをいいます。

◆ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどそれに類する道具を必要とする山岳登山、バックカントリースキー、バックカントリースノーボード、スノーシューや軽アイゼンの使用などで山岳登山と同等危険度の雪山登山・残雪登山、ロッククライミング、フリークライミング（壁の高さ5m以下のボルダリングを除く。）は補償されません。

【傷害医療ありプランの場合、ケガの治療費も補償】

◆例えば私生活のこんな事故でケガをした場合

ハチ・クマに襲われた、階段から落ちた、電車・飛行機・船舶等に搭乗中の事故、日曜大工中にケガ、料理中にヤケドをした、など

◆例えば私生活のこんなスポーツ中の事故でケガをした場合

一般登山、トレイルランニング、キャンプ、海・河・湖での釣り、サイクリング、自転車ツーリング、カヌーやカヤック、スキューバダイビング、スキンドайビング、サーフボード、ウインドサーフィン、ゲレンデスキー、ゲレンデスノーボード、ゲレンデスノースクート、クロスカントリースキー、ゲレンデテレマークスキー、パラグライダー、など

【セットされている特約など特長の説明】

◆救援者費用等補償特約

偶然な事故による遭難や旅先でのケガによる入院などで、捜索・救助・移送などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

◆死亡保険金

ケガにより亡くなった場合に、保険金をお支払いします。

◆後遺障害保険金

ケガにより後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

◆地震・噴火・津波危険補償特約

地震・噴火・津波によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。

◆傷害医療費用保険金（傷害医療ありプランご選択の場合）

ケガの治療のために負担した公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。

◆個人賠償責任補償特約（オプションでご選択の場合）

他人にケガをさせたり他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
埼玉統括部さいたま営業課
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
Tel 048-641-4050
承認番号：18G03692

取扱代理店
木村総合保険事務所有限公司
埼玉県久喜市久喜東3-27-23
Tel 0480-21-7585
Mailto:office@kshj.co.jp



お問合せQRコード